

京都市本能 予防ショートステイ（予防短期入所生活介護） 利用料等早見表

基本内容 予防ショートステイ利用料（1日当たり）

サービス内容略称	要支援 1	要支援 2	
併設ユニット個室 介護サービス費	508	631	
機能訓練体制加算	12		
サービス提供体制加算 Iロ	12		
送迎加算(片道につき)	184		
合 計 (単位/日)	716	839	
介護職処遇改善加算 I	所定単位×83/1000		
地域区分乗率	10.55		
1日の利用料	¥8,176	¥9,589	
上記利用料の保険給付分 (利用料×9割)	¥7,358	¥8,630	
(利用料×8割)	¥6,540	¥7,671	
利用者負担額	1割	¥818	¥959
	2割	¥1,636	¥1,918

※上記以外にも加算などが発生する場合があります。

利用者負担月額の日安（1日当たり）

		介護度1	介護度2	
喫茶代		¥100		
お菓子代		¥100		
利用者負担段階	1	居住費	¥820	
		食費	¥300	
		利用料合計	¥2,138	¥2,279
	2	居住費	¥820	
		食費	¥390	
		利用料合計	¥2,228	¥2,369
	3	居住費	¥1,310	
		食費	¥650	
		利用料合計	¥2,978	¥3,119
	4	居住費	¥1,970	
		食費	¥1,380	
		利用料合計	1割	¥4,368
2割			¥5,186	¥5,468

※食費は、召し上がられた分の合算になります。

※負担限度額の対象者については、1日分の食費が上記該当金額を超えることはありません。

	朝食	昼食	夕食
食費	¥380	¥500	¥500

※利用者負担軽減の対象者

月額：自己負担上限額

負担段階	対象者	月額
1	・市民税が世帯非課税であって、老齢福祉年金を受給されている方など ・生活保護を受給されている方	その方について 15,000円
2	・市民税が世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額(※1)との合計額が年間80万円以下である方など	その方について 15,000円
3	・市民税が世帯非課税であって、利用者負担 第1段階・第2段階に該当されない方など ・市民税課税層における特例減額措置が適用される方(※2)	24,600円
4	・世帯に市民税の課税者が居られる方	37,200円
現役並み所得	世帯に課税所得145万以上の第1号被保険者がおられる方	44,400円

※1 課税年金収入には、遺族・障害年金等の非課税年金収入は入りません。

※2 特例減額措置については、特定入所者介護(支援)サービス費の取り扱いの中で説明します。